

B 新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「**住民税非課税相当**」となった世帯(家計急変世帯)

①申請が必要です

申請期間：令和4年3月1日(火)～令和4年9月30日(金)

申請書は須恵町役場 給付金受付会場に備え付けていますので、下記の必要書類をお持ちの上、お越しください。

- 【必要書類】
- ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
 - ・令和3年度の収入額がわかるもの(全員の給与明細など)



! 新型コロナウイルス感染症の影響によらない収入減少で申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われることがあります。

②審査後、該当者に振り込み

審査完了後、申請した口座に振り込みます。
審査のため、振り込みまでお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 9時～20時

須恵町役場 福祉課

「住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金」お問い合わせ先

☎ 932-1151 (内線160・161・123)

☎ 932-1493 (ダイヤルイン)

受付時間 8時30分～17時15分(土日祝除く)

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

住民税均等割非課税世帯などの皆さんへ

住民税非課税世帯などに対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した皆さんに対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、全国一律の支援として給付金が支給されます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。

対象者

- A 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※世帯全員が住民税が課税されている者に扶養されている場合は対象になりません。
- B Aのほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、Aの世帯と同様の状況にあると認められる世帯(家計急変世帯)

給付額

1世帯あたり**10万円**

※1世帯1回限り。住民税非課税世帯対象と家計急変世帯対象の給付金を重複受給することはできません。

支給までの流れ

A 世帯全員が令和3年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

①須恵町から**確認書**もしくは**申請書**が届きます(要返送)

※世帯の中に、令和3年1月2日(土)以降に転入した人がいる場合は申請書が届きます。

②**中身を確認し、必要事項を記入**してください。

【確認事項】

- ・世帯主記入欄(世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号)
- ・確認欄のチェック
- ・口座内容

※別の口座をご希望の場合は、新しい口座番号などをご記入の上、通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。

※詳しくは、同封の記入例を参考にご記入ください。

③**返信してください。**

確認書または申請書を、同封の返信用封筒で郵送してください。

※返送期限

確認書の場合 確認書記載の発行日から3か月以内 当日消印有効
申請書の場合 令和4年9月30日(金) 当日消印有効

④記載内容を確認し、受理後申請書記載の口座に振り込みます。